

第37回長崎大学学長選考会議議事要旨

- 1 日 時 平成27年1月22日(木) 15:30～16:30
- 2 場 所 長崎大学事務局第3会議室
- 3 出席者 11名
矢野, 崎元, 宮脇, 森岡, 下川, 中山(浩次), 中山(守雄), 田井村, 石松, 福永, 松坂の各委員
- 4 欠席者 3名
中村, 田上, 小路の各委員
- 5 配付資料
 - (1) 第36回長崎大学学長選考会議議事要旨 (資料1)
 - (2) 国立大学法人法の改正に伴う本学の学長選考関係規則の見直し(案) (資料2-1)
 - (3) 長崎大学学長選考会議規則の一部改正について (資料2-2)
 - (4) 長崎大学学長候補者の選考に関する規則の一部改正について (資料2-3)
 - (5) 長崎大学学長候補者の選考に係る学内意向投票に関する規程の一部改正について(資料2-4)
 - (6) 国立大学法人法の新旧対照表 (参考資料1)
 - (7) 大学における内部規則・運用見直しチェックリスト (参考資料2)
 - (8) 前回提案した本学の学長選考関係規則の見直し(案) (参考資料3)
 - (9) 本学の学長選考関係規則 (参考資料4)

議事に先立ち、議長から、本日は11名の委員の出席があり、会議の成立要件(10名)を満たしている旨の説明があった。

6 議事要旨の確認について

議長から、平成26年10月8日開催の第36回長崎大学学長選考会議の議事要旨については、事前に案をお送りし御確認いただき、資料1のとおり確定している旨の報告があった。

7 議事

(1) 国立大学法人法の改正等に伴う本学の学長選考関係規則の見直しについて

議長から、国立大学法人法の改正等に伴う本学の学長選考関係規則の見直しについて、前回(平成26年10月8日開催)の学長選考会議で出された意見を受けて、学内委員を中心に検討していただいたので、本日は、その検討結果に基づく修正案を審議することとしたい旨の説明があった後、総務企画課長から、配付資料により修正案について説明があり、審議

の結果、大要次のような意見があったことを踏まえて、原案どおり了承された。

なお、改正規則の字句の表現等については、議長及び事務局に一任された。

- 学長選考結果の公表事項のうち選考過程について、「選考過程（学長選考に係る日程、学内意向投票の実施状況（第2次学長候補者ごとの得票数を含む。）等学長選考の過程に関する事項）」と規定しているが、「学内意向投票の実施状況（第2次学長候補者ごとの得票数を含む。）」の部分が二重括弧で書いてあるので分かりづらい。例えば、「第2次学長候補者ごとの得票数を含む学内意向投票の実施状況」というように表現を改めてはどうか。
- 学長の業務執行状況の確認について、規定はこのような表現でよいが、「業務執行状況を確認する」という作業イメージは事務局から説明があった内容で了解している。

（事務局から説明があった内容）

- ・確認の時期については、学長の任期（3年）の中間時点で行う。
- ・確認の内容については、監事の監査結果報告、国立大学法人評価委員会の評価結果等を参考にして行うことを想定している。

(2) その他

ア 次同学長選考会議の開催について

議長から、次回の学長選考会議は、開催の必要がある場合には経営協議会が開催される日を基本に日程調整の上、開催することとしたい旨の説明があった。

(以上)